

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故の報道が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は、免許人口10万人当たり7.7人と他の世代に比べて高く、単純ミス等による事故も目立つところである。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は平成17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者には違反時や免許更新時に認知機能検査等を受けることを義務付けたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取組は待ったなしの課題である。

加えて、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合等の地域における移動手段の確保も重要な取組である。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」(サポカーS)や、後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」等の普及を一層加速させるため、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
- 2 高齢運転者による交通事故を減らすため、免許の条件を自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」(サポカーS)に限定する等、条件付き運転免許の導入を検討すること。
- 3 免許を自主返納した高齢者が、日々の買い物や通院などに困ることがないように、「地域公共交通ネットワーク」であるデマンド(予約)型乗合タクシーの導入やコミュニティバスのさらなる充実について、また、免許の自主返納時に地方自治体などが行うタクシーや公共交通機関の割引制度拡充について、予算的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

春日市議会

(提出先)

内閣総理大臣
国土交通大臣
経済産業大臣
総務大臣
国家公安委員長